

決議事項要約
国際理事会会議
チェコ共和国プラハ
2015 年 4 月 13～16 日

1. シンガポール共和国シンガポールを 2020 年国際大会開催地として選定。

監査委員会

1. ライオンズクラブ国際協会とライオンズクラブ国際財団の、2015 年 6 月 30 日に終了する会計年度から 2017 年 6 月 30 日に終了する会計年度までの外部監査および税務担当業者として Crowe Horwath LLP の雇用を承認した。

会則及び付則委員会

1. 321-A3 地区（インド）において進行中の複数の紛争と訴訟を確認した上で、地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙を、3 年間の一時停止とした。この措置が開始するのは、2015～2016 年度役員の選挙の時からである。
2. 301-A1 地区（フィリピン）を廃止した。元 301-A1 地区内のクラブには、301 複合地区におけるマニラ地域の他の地区に転籍する機会が与えられる。
3. 理事会方針書第 3 章 A 項 2.b.(2)及び B 項 4 を改定し、「20 日」とある文言を「10 日」という文言と差し替える。
4. 理事会方針書第 15 章 J 項の項目名を、「苦情処理申し立て手続き」に変更することを決議した。
5. 2016 年 7 月 1 日より地区会則及び付則の選挙手順に関する規定を標準化し必須のものとするため、標準版地区会則及び付則を改正した。
6. 標準版地区会則及び付則の必須規定を採用するべく 2016 年 7 月 1 日付で理事会方針書を改定。
7. 理事会方針書第 15 章 J 項 4 を改定し、新たに地区ガバナー停職処分手順を設けた。
8. 2016 年 7 月 1 日を発効日とする、地区（単一、準、及び複合）大会での代議員資格証明締め切り時の 15 日前までに支払いを行うことを認める国際付則案を採択した。これは、2015 年国際大会に提出されることになる。
9. 地区再編成手順改定にかかわる国際付則改正案を採択した。これは 2015 年国際大会に提出されることになる。

地区及びクラブ・サービス委員会

1. 2015～2016 年度優秀賞の申請期日を、9 月 30 日から 8 月 31 日に変更した。
2. Robert Fassouliadjian 元地区ガバナーを、アルメニア共和国を担当するコーディネーター・ライオンとして任命した。その任期は即時に始まり、2015～2016 年度までである。
3. 各暫定地区から推薦されたライオンを、2015～2016 年度の地区ガバナーとして任命した。また、Robert Talley 元地区ガバナーを、30-S 地区（米国ミシシッピ州）の地区ガバナーエレクトの補欠及び 2015～2016 年度の地区ガバナーとして任命した。
4. 手続きを単純化するとともに資金の使途にいつその柔軟性をもたらすために、2015～2016 年度地区ガバナー経費払戻し方針を改定した。
5. 資格が証明された第二副会長職及び国際理事職の候補者が入手できる出版物及び情報に関する方針を改定し、電子的な形式でデータを共有できるようにした。
6. 「Club Excellence Process」（日本語では「クラブ向上プロセス」と訳されているプログラム）を「Club Quality Initiative」と英語の名称を変えることにより、このプログラムとクラブ優秀賞（Club Excellence Awards）が混同されないようにした。
7. 優先クラブ・ステータスに関する方針を改定し、新クラブ、解散したクラブ、ステータスクオ・クラブを含めるとともに、この名称を「優先クラブ指定」に変更した。
8. 地区再編成の方針を改定し、国際理事会によって審議される地区再編成案について効果的なコミュニケーションが取られるとともにクラブの支援が得られるようにした。
9. 地区再編成案が一つまたはそれ以上の準地区を整理統合するものであり、そのうちの一つまたはそれ以上の準地区が 35 クラブ及び 1,250 人の会員を下回る場合においては、複合地区がその複合地区大会で地区再編成案を（影響を受ける正規の準地区の承認なしに）承認できるようにする会則改正の文言作成を要請した。

財務及び本部運営委員会

1. 赤字となる 2014～2015 年度第 3 四半期収支予想を承認した。
2. 改訂が加えられた職員年金プラン投資方針声明文を承認した。
3. ベネズエラのライオンズが新クラブおよび新会員にかかわる納入金の支払いに、2015 年 6 月 1 日までは 1 米ドルに対し 6.30VEF、その後は毎月発表される SICAD 1 の為替レートを用いることを承認した。理事会はさらに、ベネズエラのライオンズが会費の支払いに、2015 年 6 月 1 日までは 1 米ドルに対し 6.30VEF、その後は毎月発表される SICAD 1 の為替レートを用いることを承認した。
4. アルゼンチンの O-1 地区と O-3 地区のクラブが会費や諸納入金を支払うためにクレジットカードを使った場合、2016 年 3 月 31 日までは、アルゼンチンでクレジットカード使用に対して課税される 35%の徴収分を協会負担として処理することを承認した。

5. 国際会長が許可をすれば、特設の委員会のメンバーは理事会会議に出席する際に、地上における航空機乗り継ぎ時間を含めず、往復飛行時間の合計が 10 時間を超える場合にはビジネスクラスを利用できることを決定した。旅行経費はすべて、理事会会議用に認められている予算枠で賄われなければならない。
6. 事務的な処理として、理事会方針書第 9 章および第 22 章に記載されている請求書提出期日に関する古い表の削除を承認した。
7. 財務報告・分析課長のジェイソン・カブと LCIF 財務計画・分析課長のクリスティン・ヘースティンクスを、協会のすべての銀行口座の署名者として加えることを承認した。
8. 国際協会が現在銀行口座を維持している国または国際大会開催地での大会運営を支援するための臨時の銀行口座を除き、いかなる国における銀行口座開設に対しても、財務及び本部運営委員会の承認を必要とすることを決定した。

LCIF

1. LCIF 財務委員会の報告を承認した。
2. LCIF 管理運営体制変更の計画を承認し、LCIF 管理運営検討アドホック委員会の貢献に対する感謝の意を表した。方針変更についての検討は 6 月の理事会会議で行なわれる。
3. **Research to Prevent Blindness**（失明予防に向けた研究をサポートする組織）と連携して低視力リサーチ・プログラムを支援するために、45 万ドルの交付金を承認した。この交付金には LCIF の視力用指定資金が使用される。
4. ノボ財団との連携で行うライオンズクエスト事業用に、US\$47,376 の交付金を承認した。この交付金には LCIF の青少年支援用指定資金が使用される。
5. 現会計年度の人道援助交付金予算を、US\$200 万増額した。
6. 総額 US\$5,173,980 となる合計 102 件の一般援助交付金、国際援助交付金、四大交付金申請を承認した。
7. 1 件の交付金申請を保留とした。
8. スジャナ慈善信託との合同衛生事業用に US\$73,581 の交付金を承認した。
9. スジャナ慈善信託との連携によるライオンズクエスト事業用に、US\$25,000 の交付金を承認した。この交付金には LCIF の青少年支援用指定資金が使用される。
10. キッズサイト USA（米国子どもの視力保護）プログラム用の試験的なひとまとまりの資金として US\$200,000 の交付を承認した。この交付金には LCIF の視力用指定資金が使用される。
11. 2015 年人道支援大賞受賞候補者として 3 名を推薦。国際会長が最終的に受賞者を選定する。
12. LCIF の人道ニーズ対応向け用途指定資金口座を、重複していることから閉じ、残っている資金は、はしか向け交付金として将来資金を支給するために使用することを承認した。
13. LCIF 運営方針書を以下が反映されるように改訂。a) 肩書変更によって必要になった事務的な更新、b) 一般援助金交付基準への文言追加、c) 効率化を図るための国際援助交付金承認手順の変更、d) 交付金の管理・統制プロセスに関する説明付加、e) ライオンズクエストのアワードおよび表彰に関わる改定、f) 投資

マネジャー実績評価のためのベンチマークに関わる投資方針声明文の事務的更新、g) クラブと大口寄付者を対象とした新しい表彰プログラムを含めるため、表彰の種類への改定。

14. a) 肩書が変更したことと、b) 前回の改定で文言が脱落していたことによる、必要な事務的更新を反映させるために理事会方針書を改正した。

リーダーシップ委員会

1. 会則地域 1 と 2 の有資格のライオンズを対象とする 2015～2016 年度講師育成研究会の開催を承認した。
2. 会則地域 6 の有資格のライオンズを対象とする 2015～2016 年度芽生えるライオンズ・リーダーシップ研究会の開催を承認した。
3. アフリカの有資格のライオンを対象とする 2015～2016 年度芽生えるライオンズ・リーダーシップ研究会のカリキュラム及び資金援助を承認した。
4. 講師育成研究会の参加者登録料を US\$150 に増額し、上級ライオンズ・リーダーシップ研究会および芽生えるライオンズ・リーダーシップ研究会の参加者登録料を US\$125 に増額した。いずれの増額も、2015～2016 年度開始時より実施される。

会員増強委員会

1. 2015 年 7 月 1 日より、国際協会の承認を得ないクラブのチャーター申請に対しては US\$100 の手数料を徴収することを承認した。
2. 2015 年 7 月 1 日より、追加のチャーターメンバーを加える際には US\$30 の前払いが必要になることを承認した。

PR委員会

1. 100 周年のロゴが付いた名札をクラブ用品部から購入できるようにした。
2. 2015～2016 年度のリーダーシップ・アワードと会長賞のメダルをそれぞれ 100 個ずつ増やすことを承認した。
3. 現在の実務・慣例を反映させるために理事会方針書第 21 章に種々の変更を加えた。

奉仕事業委員会

1. 2013～2014 年度トップテン・ユースキャンプおよび交換委員長賞受賞者を選定した。

上記決議事項のいずれかに関する詳細は、協会ウェブサイト www.lionsclubs.org でご覧いただくか、国際本部（電話：630-571-5466）にお問い合わせください。